

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|---------------------------|-----------|-------------|-----------------------|------------------------------|-------------------|---|-----|
| 1 | 観光政策課 | 令和2年度観光統計実態調査委託契約 | 令和2年4月9日 | 23,572,989円 | 公益財団法人日本交通公社 | 東京都港区南青山二丁目7番29号 日本交通公社ビル | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、1社から応募があった。その企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は、沖縄観光に対する現状認識及び本委託業務目的を把握し、また、企画テーマ調査設計が具体性を伴い、かつ実績及び業務遂行能力が認められる組織体制となっているという点で評価が高く、総合得点で基準点を超えていたことから、契約の相手方として選定した。 | |
| 2 | 観光政策課 | 令和2年度外国人観光客実態調査事業委託契約 | 令和2年4月9日 | 21,199,992円 | 公益財団法人日本交通公社 | 東京都港区南青山二丁目7番29号 日本交通公社ビル | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、1社から応募があった。その企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は、沖縄観光課題への認識があり、調査設計や調査実施体制に対する知見やこれまでの同様な調査での実績で優れている点等で特に評価が高く、総合得点で基準点を超えていたことから、契約の相手方として選定した。 | |
| 3 | 観光政策課 | 令和2年度観光振興基本計画策定事業委託業務 | 令和2年6月16日 | 14,839,000円 | ランドブレイン株式会社 沖縄事務所 | 沖縄県那覇市松尾1丁目19番27号 | 第167条の2 第1項第2号 | 企画提案を募集し、応募された提案内容を企画提案選定委員会にて審査し、その結果により委託事業者を選定した。 | |
| 4 | 観光政策課 | 令和2年度沖縄観光推進ロードマップ実施事業委託業務 | 令和2年6月17日 | 7,711,000円 | 株式会社オリエンタルコンサルタンツ沖縄支社 | 沖縄県那覇市久茂地2丁目22番10号 | 第167条の2 第1項第2号 | 企画提案を募集し、応募された提案内容を企画提案選定委員会にて審査し、その結果により委託事業者を選定した。 | |

文化観光スポーツ部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|------------------------|----------|-------------|------------------------|-------------------|------------------|---|--------|
| 5 | 観光政策課 | おきなわ彩発見キャンペーン | 令和2年6月1日 | 15,000,000円 | 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー | 沖縄県那覇市字小禄1831番地の1 | 第167条の2第1項第5号 | <p>本事業は、委託事業者においておきなわ彩発見キャンペーンの事務局を立ち上げ、旅行会社に対して補助金の交付を行い、県民旅行の促進を行う事業である。</p> <p>沖縄県では、大都市圏での感染拡大がみられた4月に、県民に対して不要不急の県外への渡航自粛を要請し、さらに沖縄県民の命と健康を守ることを最優先に、県外から本県への渡航自粛を要請した。その結果、観光客が大幅に減少し、多くの観光関連事業者において経営破綻に陥る可能性がある。</p> <p>現在は経済対策の基本方針フェーズ2であり、県内旅行喚起を行っていく段階である。全国的な渡航自粛解除後の感染拡大状況が不明瞭な中、すみやかに支援を行う必要がある。今回、委託事業者の競争入札を実施した場合、事務局の立ち上げが遅くなるため、旅行商品を販売する旅行会社の準備期間が短くなり、宿泊や交通手段、アクティビティ等を含んだ旅行商品の造成期間が無くなり、本事業の目的となる様々な観光関連事業者の援助ができなくなる。</p> <p>以上を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、6月1日に予算成立後、事務局機能を担う委託先の公募を行わず、すみやかに契約を締結する必要がある。</p> <p>このため、本事業においては、観光関連事業者等を統率する役割を担った団体であり、全国的なネットワークを有している一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローへ業務を委託した。</p> | 特命随意契約 |
| 6 | 観光政策課 | 令和2年度沖縄県観光産業実態調査事業委託業務 | 令和2年4月1日 | 9,333,000円 | 株式会社海邦総研 | 沖縄県那覇市久茂地2丁目9番12号 | 第167条の2第1項第2号 | <p>企画提案を募集し、応募された提案内容を企画提案選定委員会にて審査し、その結果により委託事業者を選定した。</p> | |

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|---------------------|----------|-------------|------------------------|-----------------|------------------|---|--------|
| 7 | 観光振興課 | 令和2年度沖縄観光バリアフリー推進業務 | 令和2年6月1日 | 27,720,000円 | 株式会社オリエンタルコンサルタンツ沖縄支社 | 那覇市久茂地2丁目22番10号 | 第167条の2第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、左の1社から応募があった。その企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、過去の実績や県内の受入体制の充実に係る提案が評価され、総合得点で最低基準点を上回ったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 8 | 観光振興課 | 令和2年度クルーズ船プロモーション事業 | 令和2年4月1日 | 96,268,000円 | (一財)沖縄観光コンベンションビューロー | 沖縄県那覇市字小禄1831-1 | 第167条の2第1項第2号 | <p>本事業は、クルーズ船社、旅行会社等と連携を図りながら官民一体となってクルーズ船の誘致活動および受入の取組を行うものである。このため、県全体の観光関連団体及び観光関係業者等のネットワークを有し、それら団体・事業者等を統率する役割を担えることが必要である。</p> <p>また、本事業では、船社等に対する助成事業も実施する予定であり、審査過程において企業の内部情報を知りうる立場になることから、常に公平・中立的立場で業務を執行することが求められる。</p> <p>契約相手である(一財)沖縄観光コンベンションビューローは、長年、県の観光推進母体として各種観光施策の実施に取り組むなど、観光に関する知識・ノウハウを有しているほか、多数の県内観光事業者等を賛助会員とし、定期的に観光事業者等と連絡会議を行うなど、観光業界に広いネットワークを有する唯一の団体である。</p> <p>また、県の観光施策等に基づき観光客誘致促進等により県経済の発展を図ることを目的として設立された県が出資する一般財団法人であり、公的な性格を有することから、本業務の委託先として該当する唯一の組織である。</p> | 特命随意契約 |
| 9 | 観光振興課 | 令和2年度フィルムツーリズム推進事業 | 令和2年4月1日 | 23,013,000円 | 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー | 那覇市字小禄1831-1 | 第167条の2第1条第2項 | <p>沖縄観光コンベンションビューローは、ロケ誘致支援に特化した沖縄フィルムオフィスを設置しており、県内全域を対象に、ロケ支援を実施できる県内で唯一の組織であり、これまでの支援実績からロケ地情報を豊富に有し十分な支援体制にある。</p> | 特命随意契約 |

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|------------------------------------|----------|--------------|------------------------|-------------------|------------------|--|--------|
| 10 | 観光振興課 | 令和2年度沖縄観光国際化ビッグバン事業委託業務 | 令和2年4月1日 | 767,841,000円 | 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー | 沖縄県那覇市字小禄1831番地の1 | 第167条の2第1項第2号 | <p>長年、県の観光推進母体として各種観光施策の実施に取り組むなど、観光に関する知識・ノウハウを有している。また、多数の県内観光事業者等を賛助会員とし、さらに、定期的に観光事業者等と連絡会議を行うなど、観光業界に広いネットワークを有する団体である。</p> <p>また、県の観光施策等に基づき観光客誘致促進等により県経済の発展を図ることを目的として設立された県が出資する一般財団法人であり、公的な性格を有することから、本業務の委託先として該当する唯一の組織である。</p> | 特命随意契約 |
| 11 | 観光振興課 | 令和2年度沖縄観光国際化ビッグバン事業海外事務所等観光誘致機能強化費 | 令和2年4月1日 | 9,518,000円 | 公益財団法人沖縄県産業振興公社 | 沖縄県那覇市字小禄1831番地の1 | 第167条の2第1項第2号 | <p>以下の3点に合致する県内では唯一の存在であるため。</p> <p>1 県の観光施策を反映させるため民間事業者に対するアドバイスやコーディネートが必要が生じてくるため、人的ネットワーク及び県内事業者等との情報共有体制が整備されている</p> <p>2 業務内容が民間事業者への支援を含むため、公平・中立的立場で業務を執行することが求められる</p> <p>3 本事業の対象地域に海外事務所を設置している</p> | 特命随意契約 |

文化観光スポーツ部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|---------------------------------|----------|-------------|--|--------------------------------------|-------------------|--|--------|
| 12 | 観光振興課 | 令和2年度外国人観光客受入体制強化事業委託業務 | 令和2年4月1日 | 22,414,000円 | (一財)沖縄観光コンベンションビューロー | 沖縄県那覇市字小禄1831-1 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本業務は、国際観光地に相応しいインバウンドの受入体制を構築する全県的な取組であり、包括的に実施する必要があることから、受託者には、行政の観光施策や県内外の観光関連情報に精通し、観光関連団体や事業者と綿密な連絡調整や、受入環境の整備にあたって、県の海外誘客事業と綿密な連携を図りながら推進していく体制を有する必要がある。</p> <p>また、本事業では企業支援に関する取組として、経営改善等の相談ができる個別相談会を実施しており、各事業者の経営状況等内部情報について知り得る立場になるため、公平・中立な業務執行が求められる。</p> <p>(一財)沖縄観光コンベンションビューローは、県の観光施策等に基づき観光客の誘客促進、観光施設の整備等を行うことにより県経済の発展を図ることを目的に設立された県が出資する一般財団法人であり、公的な性格を有し、公平・中立な立場で業務を執行することができる。また、多数の観光関連団体を賛助会員に持っており、全県的なネットワークを有する団体でもある。</p> <p>以上より、県が求める条件を満たす契約相手方として(一財)沖縄観光コンベンションビューローが唯一の団体であることから、随意契約を行うものである。</p> | 特命随意契約 |
| 13 | 観光振興課 | 令和2年度インバウンド医療対応多言語コールセンター事業業務委託 | 令和2年4月1日 | 33,177,377円 | BS共同企業体 ①株式会社ブリックス ②株式会社シャイニング 沖縄 | ①東京都新宿区四丁目3番17号 ②沖縄県那覇市松山一丁目4番12号 | 第167条の2 第1条第2項 | <p>プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案はコールセンター運営にあたる体制や対応方法について、優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。</p> | |

文化観光スポーツ部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|----------------------------|----------|-------------|--|-----------------------------------|------------------|--|--------|
| 14 | 観光振興課 | 令和2年度インバウンド対応医療体制整備支援事業委託業 | 令和2年4月1日 | 9,515,000円 | 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー | 沖縄県那覇市字小禄1831番地1 | 第167条の2第1項第2号 | <p>本業務は、国際観光地に相応しいインバウンドの受入体制を構築する取り組みであり、県内全域の受入体制を構築するためには、行政の観光施策に精通し、県内医療機関と観光関連事業者等との綿密な連絡調整が図れる体制を有し、かつ、取りまとめる役割が必要不可欠となる。</p> <p>また、外国人患者受入に伴う現状の課題を的確に把握し、公平・中立な立場で課題解決に向けた提案を行うことも求められる。</p> <p>一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローは、全県的なネットワークを有し県内観光関連団体及び事業者を統率できるとともに、県経済の発展、県民の福祉及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に寄与することを目的とする団体であることから、契約の相手方に選定した。</p> | 特命随意契約 |
| 15 | 観光振興課 | 令和2年度世界文化遺産プロモーション業務委託 | 令和2年6月4日 | 39,274,691円 | 株式会社JTB沖縄・株式会社JTBコミュニケーションデザイン共同企業体 ①株式会社JTB沖縄 ②株式会社JTBコミュニケーションデザイン | ①沖縄県那覇市旭町112-1 ②東京都港区芝3丁目23番1号 | 第167条の2第1項第2号 | <p>プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、2社から応募があった。各社の企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案はPRツールの制作内容及び情報発信手法等の提案内容が評価され、総合得点で最も高得点となったため、契約の相手方として選定した。</p> | |

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|--------------------------------------|----------|-------------|------------------------|------------------------|------------------|---|--------|
| 16 | 観光振興課 | 令和2年度観光危機管理体制構築支援事業委託業務 | 令和2年4月1日 | 20,053,000円 | (一財)沖縄観光コンベンションビューロー | 沖縄県那覇市字小禄1831-1 | 第167条の2第1項第2号 | <p>本業務は、観光地としての安心・安全を確保するという課題に具体的に対応するため策定された「沖縄県観光危機管理基本計画」、「沖縄県観光危機管理 実行計画」を踏まえ、当該計画の周知・啓発を通し、市町村、地域観光協会、観光事業者等と連携して、全県的な観光危機管理体制の構築を推進するものである。</p> <p>「沖縄県観光危機管理実行計画」の策定については、県と一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下、OCVBという。)が中心となって、地域 観光協会や航空会社、旅行会社、観光施設、その他の観光事業者と様々な連携・調整を行ってきており、今後の計画のPDCA等については、県内観光事業者全般にわたる人脈などの全県的ネットワークを有することが必要である。</p> <p>また、危機管理体制などの情報については、民間事業者の情報も適切に管理し扱う必要があり、公平・中立的立場で業務を執行することが求められる。</p> <p>以上より、県が求める条件を満たす契約相手方として(一財)沖縄観光コンベンションビューローが唯一の団体であることから、随意契約を行うものである。</p> | 特命随意契約 |
| 17 | 観光振興課 | 令和2年度 Be.Okinawa多言語コンタクトセンター運営事業委託業務 | 令和2年4月1日 | 54,120,000円 | 株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト | 大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号 | 第167条の2第1項第2号 | <p>プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は提案内容が優れていることから、特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。</p> | |
| 18 | 観光振興課 | 令和2年度観光人材育成・確保促進事業委託業務 | 令和2年4月1日 | 21,665,000円 | 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー | 沖縄県那覇市字小禄1831番地1 | 第167条の2第1項第2号 | <p>本事業は、人材育成を必要としている県内の観光関連事業者に対して支援内容の案内や、講師とのマッチングを行うために、観光に関する全県的ネットワークを活用する必要があるとともに、観光関連事業者の研修実施をサポートするため、公平・中立的立場で業務を執行する必要がある。</p> <p>以上のことから、本業務の委託先として該当する唯一の組織であるとして選定した。</p> | 特命随意契約 |

文化観光スポーツ部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|---------------------|----------|--------------|------------------------|------------------|-------------------|---|--------|
| 19 | 観光振興課 | 令和2年度観光案内所運営事業委託業務 | 令和2年4月1日 | 102,586,000円 | 株式会社JTB沖縄 | 那覇市旭町112番地1 | 第167条の2 第1条第2項 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ左の1社から応募があった。その企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、過去の実績と旅行商品の販売、キャッシュレスサービスへの取り組み等の提案が評価され、総合得点で最低基準点を上回ったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 20 | 観光振興課 | 令和2年度沖縄観光誘致対策事業委託業務 | 令和2年4月1日 | 106,544,000円 | 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー | 沖縄県那覇市字小禄1831番地1 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本業務は、沖縄関係県外イベントタイアップ等を行うにあたり、航空会社、旅行会社、観光施設、その他の観光事業者と様々な連携を行う。そのため、観光事業者が実施する事業に県の観光施策を反映させるためのアドバイスやコーディネートを行うとともに、県内観光事業者全般にわたる人脈などのネットワーク及び情報共有体制が整備されている必要がある。</p> <p>また、本事業は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下、「OCVB」)によるプロモーションのほか航空会社や旅行会社とのタイアップ事業等の広告支援等も行う。当該事業を実施するにあたっては、各社の広告媒体の計画や旅行商品の方向性など各社が管理すべき情報が含まれるほか、当該情報を元に公平中立の立場で事業を実施していく必要がある。OCVBは公平・中立公的性格を有する一般財団法人であり、各航空会社や旅行会社からも、信頼性が担保されている団体である。</p> <p>また、OCVBは、長年、県の観光推進母体として各種観光施策の実施に取り組むなど、観光に関する知識・ノウハウを有している。また、多数の県内観光事業者等を賛助会員とし、さらに、定期的に観光事業者等と連絡会議を行うなど、観光業界に広いネットワークを有し、観光業界に関する多大な情報量を持つ唯一の団体である。</p> | 特命随意契約 |

文化観光スポーツ部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|------------------------|----------|-------------|------------------------|-------------------|------------------|---|--------|
| 21 | 観光振興課 | 令和2年度教育旅行推進強化事業 | 令和2年4月1日 | 99,022,000円 | 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー | 沖縄県那覇市字小禄1831番地の1 | 第167条の2第1項第2号 | <p>県の修学旅行誘致施策に精通するとともに、県内外の観光関係者に公的な性格及び中立的な立場を有すると認識され、観光危機時の対応及び県内外の観光関係者との連絡調整を行う役割を担っている機関は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下「OCVB」という。)のみと考える。</p> <p>また、上記の修学旅行に関する対応や取組みは、単独で完結することなく相互に連動し影響を及ぼすことから、修学旅行の総合的な対応窓口として機能しているOCVBが一体的に行うことが必要である。</p> | 特命随意契約 |
| 22 | 観光振興課 | 令和2年度離島観光活性化促進事業(OCVB) | 令和2年4月1日 | 61,360,000円 | 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー | 沖縄県那覇市字小禄1831番地の1 | 第167条の2第1項第2号 | <p>契約の相手方は、観光客誘致促進等により県経済の発展を図ることを目的に設立された県が出資する一般財団法人であり、公的な性格かつ当事業の市場形成において必要な観光事業者の情報及びネットワークを有していること、沖縄県の観光推進母体として長年各種観光施策の実施に取り組んできたこと等から、委託業務を担う県内で唯一の団体である。</p> | 特命随意契約 |

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|-----------------------|----------|--------------|------------------------|---------------------|------------------|--|--------|
| 23 | 観光振興課 | 令和2年度離島観光活性化促進事業(久米島) | 令和2年4月1日 | 25,000,000円 | 一般社団法人久米島町観光協会 | 沖縄県島尻郡久米島町字仲泊966-33 | 第167条の2第1項第2号 | 契約の相手方は、久米島の観光資源の保護、開発及び利用の促進を目的として設立された法人であり、当該事業の実施には、県及び久米島町の観光施策並びに県及び久米島町の観光に関する情報が必要となり、当該協会は十分に掌握している。 | 特命随意契約 |
| 24 | 観光振興課 | 令和2年度国内需要安定化事業 | 令和2年4月1日 | 115,961,000円 | 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー | 那覇市字小禄1831-1 | 第167条の2第1項第2号 | <p>業務内容が県全体の観光関連団体及び観光関係業者を統率する役割及び全県のネットワークを有する。</p> <p>本業務は、沖縄関係県外イベントタイアップ等を行うにあたり、航空会社、観光施設、その他の観光業者と様々な連携を行う。そのため、観光事業者が実施する事業に県の観光施策を反映させるためのアドバイス等を行うとともに、県内観光事業者全般にわたる人脈などのネットワーク及び情報共有体制が整備されている必要がある。</p> <p>業務内容が民間事業者への支援を含むため、公平・中立的立場で業務を執行することが求められる。</p> <p>本事業は、OCVBIによるプロモーションのほか航空会社とのタイアップ事業等も行う。当該事業を実施するにあたっては、各社の広告媒体の計画や旅行商品の方向性など各社が管理すべき情報が含まれるほか、当該情報を元に公平中立の立場で事業を実施していく必要がある。OCVBIは公平・中立公的性格を有する一般財団法人であり、各航空会社や旅行会社からも、信頼性が担保されている。</p> <p>長年、県の観光推進母体として各種観光施策の実施に取り組むなど、観光に関する知識・ノウハウを有している。また、多数の県内観光事業者等を賛助会員とし、さらに、定期的に観光事業者等と連絡会議を行うなど、観光業界に広いネットワークを有し、観光業界に関する多大な情報量を持つ団体であることから、必要な条件は、当該団体しか満たしていない。</p> | 特命随意契約 |

文化観光スポーツ部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---------|---------------------------------------|-----------|--------------|-------------------------|----------------|------------------|--|--------|
| 25 | MICE推進課 | 令和2年度戦略的誘致促進事業 委託料 | 令和2年4月1日 | 216,013,000円 | 一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー | 那覇市字小禄1831番地の1 | 第167条の2第1項第2号 | 契約の相手方である一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローは、県の観光施策等に基づき観光客誘客促進等により県経済の発展を図ることを目的に設立された県が出資する一般財団法人であり、公的な性格を有し公平・中立な立場で業務を遂行することが可能であるほか、観光関連団体及び事業者を統率することができ、かつ全県的なネットワークを有していることから、本業務の委託先として該当する唯一の組織である。 | 特命随意契約 |
| 26 | MICE推進課 | 令和2年度観光誘致対策事業(MICE推進課)委託業務 | 令和2年4月1日 | 19,628,999円 | 一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー | 那覇市字小禄1831番地の1 | 第167条の2第1項第2号 | 契約の相手方である一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローは、県の観光施策等に基づき観光客誘客促進等により県経済の発展を図ることを目的に設立された県が出資する一般財団法人であり、公的な性格を有し公平・中立な立場で業務を遂行することが可能であるほか、観光関連団体及び事業者を統率することができ、かつ全県的なネットワークを有していることから、本業務の委託先として該当する唯一の組織である。 | 特命随意契約 |
| 27 | MICE推進課 | 令和2年度戦略的MICE誘致促進事業(海外事務所MICE誘致活動強化事業) | 令和2年5月11日 | 3,500,000円 | 公益財団法人 沖縄県産業振興公社 | 那覇市字小禄1831番地の1 | 第167条の2第1項第2号 | 契約の相手方である公益財団法人沖縄県産業振興公社は、県内中小企業等の経営基盤強化及び創業の促進に関する事業並びに産業振興に必要な諸事情を行い、もって本県産業の健全な発展に寄与することを目的として設立された組織であり、北京、上海、香港、台湾、シンガポールのアジア主要マーケットに海外事務所を設置していることから、本業務の委託先として該当する唯一の組織である。 | 特命随意契約 |
| 28 | 文化振興課 | 地域の文化継承・発信支援事業 | 令和2年4月1日 | 9,342,698円 | 沖縄県文化協会 | 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 | 第167条の2第1項第2号 | 各市町村文化協会が会員となっている連合組織が沖縄県文化協会であり、各市町村文化協会と連携して、その活動支援や相互交流を行うことができる唯一の団体であるため。 | 特命随意契約 |

文化観光スポーツ部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|-------------------------------|---------------|-------------|--------------------|-------------------------------------|-------------------|---|--------|
| 29 | 文化振興課 | 沖縄県立芸術大学法人化準備支援委託業務 | 令和2年 4月23日 | 17,919,000円 | 有限責任監査法人トーマツ | 沖縄県那覇市久茂地2丁目9番7号 | 第167条の2 第1項第6号 | <p>昨年度の委託業務をとおして県立芸大に関する知識や芸大の有する課題等を把握している当該監査法人と随意契約を締結することで、移行作業を効果的かつ効率的に進めることができるのと同時に、先行法人における法人化支援の業務実績が豊富であることから、随意契約の相手方として法の趣旨や背景を踏まえた専門的な知識、経験等に基づくアドバイスが十分期待できるため、前年度と同一の法人を契約の相手方とした。</p> <p>なお、前年度の業者選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用した。</p> | 特命随意契約 |
| 30 | 文化振興課 | 沖縄県文化芸術を支える環境形成推進事業にかかる業務委託契約 | 令和2年 4月1日 | 29,884,000円 | 公益財団法人 沖縄県文化振興会 | 沖縄県那覇市字小禄 1831番地1沖縄産業支援センター6階605 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本事業は、補助金交付の対象事業を選定するとともに、補助事業の推進に係る助言指導等を行うものであり、公金としての補助金の取扱いに熟知し、中立公平な立場から、多種多様な文化芸術の専門的知識を活かした事業選定や助言指導を行うことが求められる。</p> <p>(公財)沖縄県文化振興会は、本県の文化振興に寄与することを目的に県が出資して設立され、公的な性質を有するとともに、文化振興に資する各種の事業実績を有し、県内文化芸術分野に広いネットワークを有するなど、中立公平な立場から、これらの分野に専門的な助言指導を行うことができる。また、本事業は、沖縄版アーツカウンシル機能モデルの活用を重要な取組としており、文化振興会は、文化芸術の専門員を配置し、補助事業の助言指導及びPDCA評価をこれまで継続して実施していることから、アーツカウンシル機能モデルの検証・改善が可能な団体である。以上のことから、本事業を実施できる委託先として選定した。</p> | 特命随意契約 |

文化観光スポーツ部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|--------------------------------------|-----------|-------------|--------------------|---|-------------------|---|--------|
| 31 | 文化振興課 | 令和元年度文化観光戦略推進事業委託 | 令和2年4月1日 | 16,236,000円 | 公益財団法人 沖縄県文化振興会 | 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター6 階605室 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、沖縄の文化資源を活用した新たな観光コンテンツとなる舞台公演の実施にあたり、観光客が観劇しやすい環境を整えるとともに集客促進に取り組み、舞台公演の観光コンテンツとしての定着を図ることを目的としている。文化振興会は、県内における文化、芸術、学術の振興に寄与することを目的とする公益団体である。また、専門的知識を有した文化専門員が配置され、演出家等に対して、実務的な助言・指導等を行い、より質の高い公演づくりを支援することができる。更に、県内の伝統芸能や各種文化芸術の多種多様な分野において広いネットワークを有しこれらの分野における専門的な助言指導を行うことが可能であり、かつ、文化行政施策に関するノウハウを有している団体であることから、随意契約とした。 | 特命随意契約 |
| 32 | 文化振興課 | しまくとぅば普及センター事業業務委託 | 令和2年4月1日 | 55,075,666円 | 沖縄県文化協会 | 沖縄県那覇市泉崎1丁目 2番2号 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、各地域のしまくとぅばの普及継承を図ることを目的として、その中核的機能を果たす「しまくとぅば普及センター」を設置し、人材養成講座や出前講座の開催、人材バンクの設置、地域の会話集の作成、総合窓口としての相談対応などを行うこととしている。しまくとぅばが各地域ごとに異なるという多様性を持つことから、それらの取り組みを行うにあたっては、各地域の「しまくとぅば」普及に取り組んでいる各市町村文化協会とネットワークを持ち、密接に連携・協力を図っていく必要があるとともに、しまくとぅば普及のノウハウや実績を有することが必要である。よって、各市町村文化協会を会員とした連合組織であること、「しまくとぅば語やびら大会」開催実績等を勘案し、契約の相手方として沖縄県文化協会を選定した。 | 特命随意契約 |
| 33 | 文化振興課 | 令和2年度文化芸術関係者向けコロナ支援策案内窓口の設置に係る業務委託契約 | 令和2年5月22日 | 4,798,996円 | 公益財団法人 沖縄県文化振興会 | 沖縄県那覇市字小禄 1831番地1沖縄産業支援 センター6階605 | 第167条の2 第1項第2号 | 文化振興会は、県内における文化、芸術、学術の振興に寄与することを目的とする公益団体である。また、県内の伝統芸能や各種文化芸術の多種多様な分野において広いネットワークを有しこれらの分野における専門的な助言指導を行うことが可能であり、かつ、文化行政施策に関するノウハウを有している団体であることから、随意契約とした。 | 特命随意契約 |

文化観光スポーツ部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------------|---------------------------------|---------------|-------------|---------------------------------------|-----------------------|-------------------|---|------------|
| 34 | 文化振興課 (博物館・美術館) | 熱回収氷蓄熱 空冷ヒートポン プの修繕 | 令和2年 5月6日 | 8,140,000円 | (株)前川製作所 | 東京都江東区牡丹3-14- 15 | 第167条の2 第1項第2号 | 本件空調設備は精密機械であり、保守についても製造メーカーである(株)前川製作所が行っている。 業務の遂行にあたっては機器を熟知し、保守等を担っている者に履行させなければ運用に著しい支障を生じ、または障害発生時に責任の所在が不明確になるおそれがあるため。 | 特命随意 契約 |
| 35 | 文化振興課 (博物館・美術館) | 朱漆巴紋沈金 大供飯修繕 | 令和2年 6月22日 | 5,871,250円 | (株)目白漆芸文化財研究 | 東京都新宿区下落合4丁 目23番5号 | 第167条の2 第1項第2号 | 本件は県指定有形文化財の修繕事業となっている。修繕の対象となる文化財は世界に3点しか現存が確認されていない貴重な琉球漆器であるが経年劣化が著しく、さらに複雑な構造で作られているため修繕には高い技術が必要である。 (株)目白漆芸文化財研究所は、同形の漆器を修理したことのある唯一の業者であり、当該文化財の構造に通じている。また、多数の国指定文化財および琉球漆器の修理経験がある。 そのため、劣化が進んでしまっている貴重な当該文化財を安全に的確に修繕できる事業者は当該事業者しかいない。 | 特命随意 契約 |
| 36 | 文化振興課 (博物館・美術館) | デジタルミュージアム推進事業 動画コンテンツ制作委託業務 | 令和2年 6月3日 | 19,878,509円 | 丸正印刷(株)・NPO法人 沖縄伝承話資料センター 共同企業体 | 西原町小那覇1215 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ9社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査した結果、左の社の提案は評価点が最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------------|----------------------------|-----------|-------------|---|--|-------------------|---|--------|
| 37 | 文化振興課 (博物館・美術館) | 令和2年度琉球王国文化遺産集積・再興事業製作委託業務 | 令和2年6月5日 | 41,547,000円 | (一財)沖縄美ら島財団・(株)国建共同企業体 | 本部町石川888 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、琉球王国時代の歴史・美術工芸資料の模造復元に関する知見、文化財資料の取扱に関する知識も必要となる極めて特殊な業務である。 (一財)沖縄美ら島財団・(株)国建共同企業体は、これまで首里城公園内の文化財管理等を手がけており、復元の知見や資料に関する知識を有している。また、学芸員資格を持つ社員も有し、文化財資料の取扱についても適正な体制が備わっている。 さらに、本業務の8分野(絵画、木彫、石彫、漆芸、陶芸、染織、金工、三線)にわたる復元製作を行う県内外60人以上の工人(工芸作家、制作者、大学関係者、科学分析者)とのネットワークも有している唯一の者であり、本件の製作仕様書に基づいた業務を適正に遂行できる体制を有する者は同共同企業体しかないため。 | 特命随意契約 |
| 38 | 沖縄県立芸術大学 | 沖縄県立芸術大学令和2(2020)年度認証評価手数料 | 令和2年5月29日 | 3,190,000円 | 一般財団法人大学教育質保証・評価センター | 東京都千代田区霞ヶ関3-8-1 虎ノ門三井ビル B106 | 第167条の2 第1項第2号 | 各認証評価機関が定める評価手数料はホームページ等で公開されており、見積りを得ることで価格が変動することではなく、契約の性質・目的が競争入札に適しないものから、公開されている評価手数料が低廉である相手方を選定した。 | 特命随意契約 |
| 39 | 沖縄県立芸術大学 | ピアノ等調律単価契約 | 令和2年4月1日 | 2,525,600円 | ①島ピアノセンター ②文教楽器 ③ナハピアノサービス ④ピアノ調律クリエイト | ①島ピアノセンター(沖縄市山里2-3-7) ②文教楽器(那覇市泉崎2-1-4) ③ナハピアノサービス(那覇市寄宮1-11-1) ④ピアノ調律クリエイト(宜野湾市伊佐2-4-19) | 第167条の2 第1項第2号 | ピアノ調律は専門的な技術が必要とするものであり、県内においてそのような技術を持った業者は数が限られている状況にある。また、学校運営に支障をきたさないよう短期間にしかも正確に調律を完了できるのは今回の4社である。 | 単価契約 |
| 40 | 沖縄県立芸術大学 | 2020年度沖縄県立芸術大学定期健康診断業務委託契約 | 令和2年4月3日 | 2,300,375円 | 一般財団法人沖縄県健康づくり財団 | 南風原町字宮平212番地 | 第167条の2 第1項第2号 | 多数の受診者(約551名)を抱える本学の定期健康診断について、時期、場所、健診内容について適切な対応が可能。また定期健診日以外でも本契約を交わした医療機関で受診できる必要があり、本学近傍でこれらの条件に対応できる他の医療機関がない。 | 単価契約 |

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|---|---------------|------------|-----------------------|--|-------------------|---|------------|
| 41 | 沖縄県立 芸術大学 | 奏楽堂舞台機 構保守点検業 務委託 | 令和2年4 月1日 | 3,531,000円 | 三精テクノロジーズ(株) 九州営業所 | 福岡県福岡市中央区天 神4丁目1番37号 | 第167条の2 第1項第2号 | 舞台機構はその障害の発生により重大な人 身事故につながるおそれがあり、その維持管 理については万全を期す必要があるが、舞台 機構は建物ごとに異なるものであり、その構 造・機能を熟知している製造メーカーと契約を する必要があることから、随意契約とした。 | 特命随意 契約 |
| 42 | 沖縄県立 芸術大学 | 附属図書・芸術 資料館自動制 御装置保守点 検業務委託 | 令和2年4 月1日 | 2,200,000円 | (株)沖縄計装 | 沖縄県那覇市泊3丁目5 番7号 ライオンズマン ション泊3丁目第4(10 1) | 第167条の2 第1項第2号 | 館内の中央監視設備等は横河ジョンソンコ ントロール(株)の製品で、沖縄県内において当該 設備をメンテナンスできる業者が横河ジョン ソンコントロール(株)代理店の(株)沖縄計装の1 者しかいないことから随意契約とした。 | 特命随意 契約 |
| 43 | 沖縄県立 芸術大学 | ウェブ・メール サーバーの賃 貸借契約 | 令和2年4 月1日 | 1,073,160円 | (株)オーシーシー | 沖縄県浦添市沢岬2丁目 17番1号 | 第167条の2 第1項第2号 | 昨年度、大学運営に必要なシステムのあり 方、学生サービスのICT環境の向上を検討す るにあたり、WEB及びメールサーバーのクラ ウド化を行った。 サーバーをクラウド化し、システム導入に係 る課題の検証等をしている状況であるため、随 意契約とした。昨年度から引き続きの契約で ある。 | 特命随意 契約 |
| 44 | 沖縄県立 芸術大学 | 金城キャンパ スウェブ・メ ールサーバーの 賃貸借契約 | 令和2年4 月1日 | 1,425,600円 | (株)リウコム | 沖縄県那覇市久茂地1丁 目7番1号 琉球リース総合ビル11階 | 第167条の2 第1項第2号 | 昨年度、サーバーの不具合により、急ぎよ 入れ替え、導入されたものであり、初期不良や故 障などへの早期対応を考慮し、随意契約とし た。 昨年度から引き続きの契約である。 | 特命随意 契約 |
| 45 | 沖縄県立 芸術大学 | 令和2年度沖 縄県立芸術大 学しまくとぅば 実践教育事業 委託 | 令和2年4 月17日 | 5,249,000円 | 株式会社 琉球新報社 | 沖縄県那覇市泉崎1丁目 10番3号 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、ハワイ大学で行われているハワイ 語普及・実践活動をモデルに、本学独自の教 育プログラムの開発を行うことを目的として いる。委託業者の選定にあたっては、当該契約 の目的・内容に照らし、それに相応する資質、 信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、 その者との間で契約をするという方法が契約 の目的を達成する上で必要であるため。 | 特命随意 契約 |

文化観光スポーツ部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------------|--|---------------|-------------|--|---|-----------------------------------|---|------------|
| 46 | 沖縄県立 芸術大学 | 県立芸術大学 キャリア支援事 業業務委託 | 令和2年4 月1日 | 8,577,000円 | (株)シュガートレイン | 沖縄県那覇市首里儀保 町2丁目13番地 2F | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は企画、実施方法に優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 47 | 空手振興 課 | 令和2年度沖 縄空手案内セ ンター委託業 務 | 令和2年4 月1日 | 10,189,000円 | 沖縄伝統空手道振興会 | 豊見城市字豊見城854-1 | 地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第2号 | 本業務は、沖縄空手に関する情報を国内外に発信するとともに、県内、県外、海外からの問い合わせに対応するため、県内道場に関する情報を常時把握している必要があり、相談の信憑性・公平性の観点から、県内空手界の統一組織である沖縄伝統空手道振興会が委託業務を履行できる唯一の団体である。 | 特命随意 契約 |
| 48 | 空手振興 課 | 令和2年度沖 縄空手普及・啓 発事業委託業 務 | 令和2年 4月9日 | 9,246,000円 | 沖縄空手普及啓発事業 共同企業体 ①(株)JTB沖縄 ②光文堂コミュニケーショ ンズ(株) | ①那覇市旭町112番地1 ②島尻郡南風原町字兼 城577 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、2者から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左記の者の提案が最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 49 | 空手振興 課 | 令和2年度沖 縄空手流派研 究事業委託業 務 | 令和2年5 月26日 | 20,640,000円 | 令和2年度沖縄空手流派 研究事業委託業務受託 コンソーシアム ①(株)サン・エージェン シー ②(株)琉球新報開発 | ①沖縄県那覇市字上野 屋314-2サンメディアビル 2F ②沖縄県那覇市港町2- 16-1琉球新報開発ビル7 F | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、令和元年度から令和2年度までの2年間の継続事業であり、前年度は、公募型プロポーザルにより受託者の選定を行った上で、委託業務を実施し、その進捗を中間報告書として取りまとめた。今年度は前記の報告書をもとに成果品の作成を行うことから、事業の継続性を担保しつつ効率的・効果的に推進するため、前年度と同一の者を契約の相手方とした。 | 特命随意 契約 |
| 50 | 空手振興 課 | 令和2年度沖 縄空手指導者 派遣(県内普及 促進)事業委託 業務 | 令和2年5 月27日 | 4,460,000円 | (株)JTB沖縄 | 沖縄県那覇市旭町112番 地1 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左記の者の提案は評価基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。 | |

文化観光スポーツ部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------------|--------------------------|--------------|-------------|--|--------------------------------------|-------------------|---|------------|
| 51 | スポーツ 振興課 | スポーツ観光 誘客促進事業 業務委託 | 令和2年 4月1日 | 54,517,000円 | (一財)沖縄観光コンベン ションビューロー | 沖縄県那覇市小祿1831 番地1 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本事業は、スポーツイベント事業者、競技団体、スポーツコミッション沖縄、市町村、観光協会、宿泊事業者、旅行会社等の受入団体等と連携しながら実施する必要がある。</p> <p>また、ブース出展や、WEB・パンフレット等の活用により、民間事業者が実施する県内スポーツイベント等のプロモーションを行うなど、公平・中立的立場で業務を遂行することが求められている。</p> <p>契約の相手方である一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローは、県全体の観光関連団体及び観光関係業者等を統率する役割を担い、観光関係業者、市町村等とのネットワークを有し、各関係者と連携しながら取り組むことができる唯一の機関である。</p> <p>また、同法人は、観光誘客促進等により県経済の発展を図ることを目的として設立された、県が出資する法人であり、公的な性格を有することから、本業務の委託先として該当する唯一の機関である。</p> | 特命随意 契約 |
| 52 | スポーツ 振興課 | スポーツコンベンション誘致戦略推進事業業務委託 | 令和2年 4月1日 | 44,265,000円 | (株)JTB沖縄・(株)JTBコミュニケーションデザイン 共同企業体 ①(株)JTB沖縄 ②(株)JTBコミュニケーションデザイン | ①那覇市旭町112番1 ②東京都港区芝3丁目23 番地1号 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>沖縄におけるスポーツツーリズムについて知見等を有しており、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会事前合宿の誘致実現に向けた効率的かつ効果的な誘致活動を行える具体的計画を有し、かつ、事業内容を的確に実施できる能力を有している事業者を公募により選定した。</p> | |
| 53 | スポーツ 振興課 | スポーツイベント支援委員会運営業務委託 | 令和2年 4月1日 | 10,518,000円 | スポーツイベント支援委員会運営業務共同企業体 ①(株)JTB沖縄 ②(株)JTBコミュニケーションデザイン | ①那覇市旭町112番値1 ②東京都港区芝3丁目23 番地1号 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>沖縄におけるスポーツツーリズムについて知見等を有しており、本業務を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、事業内容を的確に実施できる能力を有している事業者を公募により選定した。</p> | |

文化観光スポーツ部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------------|------------------------------------|--------------|-------------|---------------------|------------------------------------|-------------------|---|------------|
| 54 | スポーツ 振興課 | 令和2年度ス ポーツコンベン ション振興対策 事業 | 令和2年 6月1日 | 3,374,230円 | 公益財団法人 沖縄県スポーツ協会 | 沖縄県那覇市奥武山町 51-2 沖縄県体協スポ ーツ会館 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>公益財団法人沖縄県スポーツ協会は、各種スポーツイベント・キャンプ等の誘致・受入を推進し、スポーツコンベンション受入等のワンストップ窓口機能を有する「スポーツコミッション沖縄」の事務局であり、スポーツコンベンションの誘致・受入を一元的に推進している。</p> <p>本事業では、スポーツ合宿地特産品差入、スポーツコンベンションの気運醸成、県内プロスポーツチームの優勝報告会等を行うこととしているため、県競技団体の全県的ネットワークを有することが必要である。</p> <p>また、プロスポーツチームやスポーツコンベンション企画運営業者等の民間事業者支援を含むため、公平・中立的立場で業務を執行することが求められる。</p> <p>以上のことから、公益財団法人沖縄県スポーツ協会と随意契約を行うものである。</p> | 特命随意 契約 |
| 55 | スポーツ 振興課 | 国民体育大会 等派遣業務 | 令和2年 4月1日 | 28,745,999円 | (公財)沖縄県スポーツ協 会 | 沖縄県那覇市奥武山町 51番地2 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本業務は、国民体育大会派遣実施要綱に基づき、国民体育大会及び九州ブロック大会(国体予選)への選手団の派遣を、県内・県外競技団体、県外体育協会、各都道府県、日本スポーツ協会等の活動を正確に把握し、各団体と連携しながら、計画的に実施する必要性がある。</p> <p>また、国民体育大会に関連する業務を適正かつ効率的に遂行できることが求められる。</p> <p>公益財団法人沖縄県スポーツ協会は、国体競技種目を含む71加盟団体を統括する組織であり、県内競技団体からの国民体育大会や九州ブロックに関する問い合わせ対応や情報発信を正確にできる組織である。さらに、上記にあげた県外各団体・関係者と連携しながら取り組むことができる県内唯一の組織であるため委託することが最も望ましいことから、契約の相手方として選定した。</p> | 特命随意 契約 |

文化観光スポーツ部(局)における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------------|-------------------------------|--------------|-------------|--------------------|--------------------------------|-------------------|--|------------|
| 56 | スポーツ 振興課 | 令和2年度クラブアドバイザー業務委託 | 令和2年 4月1日 | 2,899,999円 | (公財)沖縄県スポーツ協会 | 沖縄県那覇市奥武山町 51-2 沖縄県体協スポーツ会館 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、総合型地域スポーツクラブの設立から運営に関する指導・助言を一体的にアドバイスするものである。 各クラブの設立準備時から地域の実態調査・ヒアリング等を長年行ってきた沖縄県スポーツ協会は、総合型クラブ全般の知見と、個別の各クラブとの信頼関係を有しており、離島を含む県内全域で本業務を円滑に実施できる唯一の団体である。 | 特命随意 契約 |
| 57 | スポーツ 振興課 | 自転車競技場管理委託 | 令和2年 4月1日 | 1,917,000円 | (株)トラステック | 那覇市鏡原町7-1 サンパークー松3-C | 第167条の2 第1項第2号 | 当該公園の指定管理者に業務委託することで、公園管理と一体となった管理運営や、緊急事態等に迅速かつ総合的な対応ができることともに、公園管理業務と重複する業務(駐車場管理や巡回業務等)に係る経費節減が可能となり、合理的かつ効果的な管理運営がきるのは、当法人のみであるため。 | 特命随意 契約 |
| 58 | 交流推進 課 | 令和2年度世界のウチナーネットワーク継承・発展事業委託業務 | 令和2年4 月1日 | 9,179,000円 | 協同組合 沖縄産業計画 | 沖縄県那覇市上之屋 314-2 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査した結果、契約の相手方として選定した。 | |
| 59 | 交流推進 課 | 令和2年度ウチナー民間大使活動促進事業 | 令和2年4 月1日 | 1,652,599円 | (公財)沖縄県国際交流・人材育成財団 | 宜野湾市伊佐4丁目2番 16号 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該契約の相手方は、本事業を実施する上での海外県人会の個人情報等を有しており、海外県人会より継続的な信頼と協力体制を獲得している団体である。本事業を効率的・効果的に実施でき、実績もあるため選定した。 | 特命随意 契約 |
| 60 | 交流推進 課 | 令和2年度ウチナーンチュ子弟等留学生受入事業 | 令和2年4 月1日 | 30,578,478円 | (公財)沖縄県国際交流・人材育成財団 | 宜野湾市伊佐4丁目2番 16号 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該契約の相手方は、留学生の応募や推薦、帰国後の活動調査等において海外県人会と信頼・協力体制を獲得している団体であり、また、留学事業における交流ネットワークをアジア諸国等に広げており、同地域との公的機関及び教育機関と留学生の応募、選考、推薦に至るまでの協力体制を確立している団体であることから選定した。 | 特命随意 契約 |

文化観光スポーツ部(局) における随意契約の実績 (令和2年度1／四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|--------|-----------|------------|---------------|-----------------------|------------------|---|--------|
| 61 | 交流推進課 | 訴訟委託契約 | 令和2年5月20日 | 3,300,000円 | 弁護士法人ひかり法律事務所 | 那覇市前島2丁目9番13号大城物産ビル2階 | 第167条の2第1項第2号 | 契約の相手方は、これまで沖縄県の訴訟代理を多く受託しており、特に損害賠償請求、違法公金支出返還事件等に多く関わり当該訴訟の分野に精通していること、平成24年から3年間県の顧問弁護士に委嘱される等、行政手続きを熟知した弁護士法人であることから、訴訟等事務処理要領等に基づき契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |